

100

# アジア開発銀行メコン開発基金協定案

(メコン委員会事務局)

昭和42年10月

JICA  
100  
35  
10  
LIBRARY

海外技術協力事業団  
開発調査部

國際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 21	P1000
登録No. 00171	38
	KE

は し が き

本書は、メコン河下流域調査調整委員会（メコン委員会）の G. Hart Schaaf 事務局長から日本政府へ送られてきた "Possible Asian Development Bank Special Mekong Development Fund" (Noted by the Executive Agent) の概要を翻訳したものである。関係各位のご参考に供するところがあれば幸甚の至りである。

なお、翻訳には当部の広谷泰君がこれに当った。

海外技術協力事業団

開発調査部長

緒方純雄

JICA LIBRARY



1058354101

# 目 次

ほ し が き

	頁
実現可能なアジア開発銀行メコン開発 特別基金（事務局による寛書）	1
メコン開発基金協定（案）	2
は じ め に	2
第 1 章 定 義	3
第 2 章 メコン開発基金の設定	4
第 3 章 メコン開発基金の運用；手続	5
第 4 章 メコン開発基金による支出	7
第 5 章 支 出 申 請	8
第 6 章 管 理 者	9
第 7 章 協議および決定	10
第 8 章 論 争 の 解 決	12
第 9 章 通告および要請	13
第 10 章 調印および実施	14

## 実現可能なアジア開発銀行 メコン開発特別基金

(事務局による覚書)

ここに添付するアジア開発銀行メコン開発特別基金協定覚書は、関係者の参考までに事務局によって提出されたものである。

事務局としては、この覚書が公式にも、非公式にもメコン委員会、およびそのメンバー、あるいはその諮問機関、アジア開発銀行、国連機関、その他メコン委員会に協力している22カ国等関係方面の事前の検討、ないし承認を得たものではないことを予めお断りしておきたい。

あくまでも関係者の関心を喚起するためのなにもものでもない。

国連アジア極東経済委員会 (ECAFE)

メコン河下流域調査調整委員会

## メコン開発基金協定(案)

はじめに：

1. アジア開発銀行は、アジアおよび極東地域における経済発展と協力関係を推進するため、さらには同地域内発展途上諸国の集团的、個別的経済開発の加速化に寄与するために設立されたものである。
2. メコン河下流域調査調整委員会によって指導されるメコン開発計画は、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムにまたがるメコン河下流域の総合的な水資源開発を目的とするものであり、これは国籍、宗教、政治を問わず流域内すべての人々の利益に連なるものである。
3. これまでもかなりの資金がメコン委員会あるいは諸プロジェクトに投下されてきたが、今やメコン開発計画に対し特別基金が設定され、運用されることが望まれているわけである。
4. アジア開発銀行は本協定により特別基金の管理者となり、銀行の目的に一致するかぎり、いろいろな条件下での基金の運用が考慮されよう。

## 第 1 章 定 義

1.0.1 この協定中で使われる用語は、特別に限定されないかぎり、次のような意味をもつ。

(a) 「銀行」＝アジア開発銀行

(b) 「委員会」＝メコン委員会

(c) 「事務局」＝委員会事務局

(d) 「当事者」＝委員会、銀行、政府及び関係機関（これらは「協力者のスケジュール」又は「プロジェクト・スケジュール」に調印することによりこの協定の当事者となる。）

(e) 「メコン開発基金」＝特別基金

(f) 「協力者」とはこの協定下でメコン開発基金に寄与する政府、政府代行機関、国際機関、私的機関等をさす。

(g) 「協力者のスケジュール」とはこの協定下で用意されたメコン開発基金運用のための諸スケジュールを意味する。

(h) 「プロジェクト」とは水資源又はメコン流域についての開発活動、サービス、計画等をさし、資料収集、現地踏査、フィージビリティ調査、建設設計、建設実施等を内容とする。これらはこの協定の第3章に記述されている手続に基づき、メコン委員会によるメコン開発基金の全額又は部分融資の対象となる。そして、「プロジェクト・スケジュール」の対象にもなる。

(i) 「プロジェクト・スケジュール」とは、プロジェクトの内容を具体的に説明したものであり、メコン開発基金を通じてなされる援助の条件、制約を示すものである。

(j) 「物品」とは、プロジェクトを実施するに当って必要な資材、機材又は用役（サービス）を意味する。

(k) 「管理者」とは銀行をさし、メコン開発基金の管理者の資格で活動する銀行である。

## 第 2 章 メコン開発基金の設立

2.01 メコン開発基金の財源は一定の協力者によってもたらされるが、これは非政治的なものでなければならない。協力の過程で通貨制限や交易条件の不均衡が生じても、協力のチャンネルは常に関係国間で一定に働いていなければならない。

2.02 協力者は援助を供与する際に、資金、サービス、資材は調達される必要があるか、これらは贈与として運用されるべきなのか、あるいは借款としてなのか、この運用又は転用する場所に制限があるかどうか、貸付の償還金はメコン開発基金によって再利用されてよいかどうか、これらの点について限定条件を提示しなければならない。協力者が与える援助条件は本協定の各条項と首尾一貫したものでなければならず、協力者、委員会、銀行等によって調印される「協力者のスケジュール」中で示されていなければならない。

「協力者のスケジュール」が調印され、実施されることによって協力者は本協定に対する当事者となる。

2.03 メコン開発基金は銀行に委託、管理され、本協定の目的、趣旨に一致するかぎりて運用されなければならない。

2.04 メコン開発基金とその資産、勘定ははっきり峻別され、銀行がもつ他のすべての資産、勘定とも区別されていなければならない。そしてそれらは銀行が決める適当な方法で別々に明示されていることが肝要である。

2.05 銀行はここでメコン開発基金の管理者に命名される。銀行は管理者として、本協定の条項に一致する範囲内で行動しなければならない。



### 第 3 章 メコン開発基金の運用と手続

- 3.0.1 メコン開発基金のための財源はもっぱらメコン河下流域開発のために運用されなければならない。
- 3.0.2 委員会を保護するために、委員会又は事務局だけが、銀行に対し提案プロジェクト又は計画の認可を求める申請を提出できるものとする。この場合のプロジェクト又は計画は実施計画書あるいは計画プログラムから成るもので、これらは委員会によって事前に公式に許可されていなければならない。銀行は委員会のメンバーに対し、メコン開発基金から融資する提案を通報するものとする。委員会のメンバーが銀行からの通報を受けて 90 日以内に融資反対の申請をした場合は、それが撤回されないかぎり、この融資提案は取下げられる。
- 3.0.3 事務局および委員会のメンバーは銀行に対し、提案されたプロジェクトの経済的フィジビリティを支持する声明書、インフォメーション、文書等を用意しなければならない。
- 3.0.4 委員会又は事務局は申請書を通常は個々バラバラにではなく、一括して提出することとする。
- 3.0.5 事務局、委員会、委員会のメンバーがプロジェクトの支持を求める関係筋はメコン開発基金に限ったものではない。
- 3.0.6 銀行は提案されたプロジェクトが経済的に妥当なものであり、一方融資条件はプロジェクトに対しても、また債務、債権保証人に対しても適当であることを確認しなければならない。銀行は一般的には通常の銀行業務の諸規則を準用するものとする。ただし次のような例外がある。
  1. もし財源がグラントとしてメコン開発基金で調達できるものならば、銀行はその融資が正当なかぎり、プロジェクトに対するグラントを認可するものとする。
  2. 融資条件は、できるだけ緩かで、低利なこと、そしてメコン開発基金

の堅実な管理、および「協力者のスケジュール」の諸条項に満足していること。

3.07 プロジェクトが銀行によって認可されると、銀行、事務局、プロジェクトを実施する当事者、あるいは債務者、保証人は「プロジェクト・スケジュール」に調印する。

3.08 「プロジェクト・スケジュール」を実施する際に、その関係者達は本協定にもとづく「当事者」を構成する。そして「プロジェクト・スケジュール」で特に了承されていないかぎり、当事者は次のことに同意することとする。

- (a) 当事者はプロジェクトを勤勉と高効率裡に遂行させること。
- (b) 特に管理者が了承を与えた場合を除き、プロジェクトに要するすべての物品は管理者のアレンジに従って国際競争のベースで調達されること。
- (c) メコン開発基金から拠出され現金で融資購入されたすべての物品、あるいは現物で調達された物品はもっぱらプロジェクト遂行のために使用されるべきであり、管理者の了承なくして、ほかの目的に使用されてはならない。
- (d) 当事者は常に管理者から満足が得られる方法で業務を遂行していかなければならない。つまり、メコン開発基金から拠出し現金で購入、ないし現物で調達した物品の台帳、プロジェクトの経費出納帳、その他会計上の記録書類は完備されていなければならない。そして管理者がいつでもこれを検査できるよう、又必要あらば、プロジェクトの現場視察もできるよう用意しておく心掛けがなければならない。要は管理者に対しメコン開発基金から拠出された資金の支出状況なり、プロジェクトの実施状況なりについて、情報提供の要請があれば、いつでもその用意が出来ていなければならない。

## 第 4 章 メコン開発基金による支出

4.01 メコン開発基金の財源はもっぱらプロジェクトに必要な物品費を融資するため管理者によって使用され、支出されなければならない。

その他の財源ももっぱらプロジェクトに使用されるため管理者によって調達されなければならない。メコン開発基金から融資ないしは調達されるべき特定の品目、あるいはその使用法は管理者が事務局、プロジェクト対象国、その他（当該プロジェクト・スケジュールで述べられている）関係当事者と協議の末適宜に決められなければならない。

4.02 「プロジェクト・スケジュール」で定められた当事者の要請に基づき、管理者は資材ないしサービスの供与を約束した協力者を選定しなければならない。

4.03 管理者は「協力者のスケジュール」によって課せられた制限、限界にもとづいてプロジェクトに対する支出を行わなければならない。しかし、このような制限のない場合は、管理者が適当と考えるところで協力者に出資を求めることができる。

「プロジェクト・スケジュール」で特に述べられていないかぎり、管理者は開発基金からの支出に際し、事務局と協議の上、協力者によって課せられた制限のぎりぎりまで最大限に供与されたもの（資材サービス）を選用しなければならない。これらの供与がプロジェクトの要求を充すのに不適当ないし不十分な場合にかぎり、管理者は際限のない供与を運用してよいことになる。

## 第 5 章 支 出 申 請

- 5.01 プロジェクトを遂行する当事者が資金の支出、資材、サービスの提供を望む時は、管理者に対し、所定の形式による申請書（陳述書、契約書を含む）を提出しなければならない。
- 5.02 プロジェクトを遂行する当事者は、管理者に対し、その申請を擁護する一定の書類を提出しなければならない。
- 5.03 申請およびそれを擁護する関係書類は、その形式においても内容においても管理者を十分満足させるものでなければならない。つまり、基金の支出は「プロジェクト・スケジュール」において明記された目的だけに運用されること、要請の物品供与がプロジェクトに合致しており、しかもその費用が不適當でないこと、これら諸点を充したものでなければならない。
- 5.04 管理者は、基金からの資材、サービスの供与をアレンジすること、あるいは物品その他の提供者に対し、直接の支払いまたは支払いのアレンジを行うこと。このアレンジは当事者から特に申請がなくても、管理者が当事者および事務局と協議の上、プロジェクトを有効に実施するために必要かつ望ましいと考えたときはいつでも行なうこととする。

## 第 6 章 管 理 者

6.0 1 管理者は、指定された日から30日以内に、さらに毎年6月30日以降および12月31日以降に、協力者ならびに委員会に対しメロン開発基金の収支バランス、プロジェクトの進行状況、その他基金についての情報を報告書にして提出しなければならない。

報告書の形式および内容については、管理者は協力者、事務局としばしば協議するものとする。

6.0 2 管理者は基金の剰余金（未支出金）を適当な方法で預金、あるいは投資することができる。その結果得られた所得、関係経費から生じた純益は、基金の資産の一部とする。

6.0 3 ある通貨を他の通貨に換える必要のあるとき、あるいは通貨以外の物資に交換する必要のあるときは、いつでも管理者は通常の銀行手続に従いこれを行うこととする。

6.0 4 管理者の経費および補償については、ほかに定める銀行契約条項にもとづいて実施することとする。

6.0 5 管理者である銀行は、本来の銀行業務と同様な方法で基金の管理、監督、その他本協定にもとづく諸役割を果たすものとする。

## 第 7 章 協議および決定

7.01～7.02 (a) プロジェクトを遂行する上で不都合な事態が起った場合、管理者は直ちにこれを協力者、委員会、当事者へそれぞれ通報しなければならない。

通報することによって管理者は、基金からの拠出を一時停止することができる。

(b) 関係者はこの出来事の善処方法を互いに協議しなければならない。基金に対し全体出資額の過半数以上を占める協力者は、(a)によってもたらされた管理者による拠出停止を撤回させる権限をもち、管理者は、この決定に従わなければならない。この決定が留保される限り支出停止は存続する。

(c) もしプロジェクトに突発事態が継続し、本来の目的が十分達成されないと見込まれたときは、プロジェクトの協力者の義務および管理者の義務は中止される。

(d) このような事態が存続し、大半の協力者による收拾もつかず、プロジェクトの目的が充足されないと見做されたときは、協力者の義務、および管理者の義務は中止される。

### 7.03

(a) もし管理者が、義務の遂行が不可能または困難な状態になったと考えたときは、直ちに委員会、協力者、プロジェクト当事者へその旨通報し、基金の全額または一定額の支出停止を行なうことができる。

(b) 関係者は、事態收拾について相互に協議しなければならない。基金への出資額の過半数以上を占める協力者は、管理者によって支出停止された措置を撤回させる権限をもち、管理者は、この決定に従わなければならない。この決定が留保されている限り支出停止は継続する。

(c) もし管理者が関係者と協議の上(a)における状況が善処されないと考え、

その旨当事者へ通報したときは管理者の義務は中止され、次の(a)に従うものとする。

- (d) 管理者は(c)に従い、義務の中止があったならば、直ちに基金に残った全額およびその他の財産は、委員会および協力者が決めたしかるべき人または団体へ移管されるものとする。あるいは管理者から通報があつてから1ヶ月以内に移管が行われないときは、7.04の方法で協力者へ戻されるものとする。

7.04 この協定が7.02(c)により中断され、その時点で、物品購入費の支出請求もないまま一定額が基金に残った場合、この額は協力者に対し、彼等の基金への全体出資額の割合に応じて払戻される。管理者は協力者と協議の上、その支払総額、時期、支払方法、支払通貨を決定する。

## 第 8 章 論 争 の 解 決

8.01(a) スケジュールの解釈、適用をめぐって当事者間に論争がおこれば、この解決は管理者が行なわなければならない。この解決は下記(b)にあてはまらないかぎり最終的なものとする。

(b) 管理者が解決に失敗し、または解決することを拒否した場合、あるいは管理者自身が論争の当事者になった場合は第三者の仲裁へ提訴できるものとする。あるいはこの仲裁が失敗した場合は国連事務総長によって裁定される。全ての当事者は、仲裁者による最終的解決をみないまでは管理者の意思に従わなければならない。

(c) 管理者、あるいは仲裁者による決定事項は全ての当事者を拘束する。そして必要あらばこの決定は、しかるべき手続を通して実行される。



## 第 9 章 通告および要請

9.01 全てのスケジュールを含めこの協定下で必要な通告および要請事項は、書簡によってなされなければならない。この通告ないし要請の伝達は手交、郵送、電報、ケーブル、ラジオ等によることとする。

9.02 当事者の現住所、連絡先は「スケジュール」の中に明記され登録されなければならない。

## 第10章 調印および実施

10.01 この協定は委員会、銀行、協力者又はそれらの代行機関によって調印されたとき効力を生じ、その時点から当事者を拘束することになる。ここでいう協力者とは「協力者のスケジュール」に従い出資し、あるいは米ドル一定相当額以上の出資を約束した人々をさす。

銀行はこの協定が実施にうつされると同時に、これを当事者1人1人に通報することとする。

10.02 この協定は銀行の公文書保存所に預けられる協定書にもとづいて実施される。銀行はその協定書写しを当事者1人1人へ送付しなければならない。「協力者のスケジュール」および「プロジェクト・スケジュール」は調印され、効力を生じた時点で銀行へ保管され、その写しは委員会、協力者および当事者へそれぞれ送付しなければならない。この協定書は一年一月一日、一で相互立会いのもとで調印されたものである。そして、英仏二カ国語で書かれたこの両書は等しく真正であることを申し添える。

メコン河下流域調査調整委員会

( 署 名 )

アジア開発銀行

( 署 名 )

